

2025年度 (保険期間 2026年1月1日～2026年12月31日)

1年間保存

みなさんと  
共に歩んで  
40年

加入・更新のご案内

# 県庁生協総合福祉制度

- 遺族生活年金プラン**  
(こども特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)
- 遺族生活年金プラン・プラス**  
(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)
- 短期傷病休業給付プラン**  
(特定精神障害給付特約付初期支握給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】)
- 長期療養収入補償プラン**  
(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)
- 医療保障プラン+**  
**手術・7大疾病・介護加算プラン**  
(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】+医療保険【損害保険】)
- 医療保障(先進医療加算)プラン**  
(家族特約付疾病入院給付特約付災害入院給付特約付集中治療給付特約付退院給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)
- 3大疾病保障プラン**  
(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)
- 傷害ワイドプラン**  
(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)
- 傷害プラン**  
(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】)
- 退職後継続保障プラン**  
(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付 集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

## リーフレット(保険料早見表)

- 各保険の【契約概要】【注意喚起情報】【健康告知】はパンフレットに記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 更新(ご加入)にあたり、新規・増額加入される方はもとより、継続加入の方も、パンフレットを参照のうえ、保障内容・保険料等をご確認ください。
- パンフレット(Web版)の参照方法は更新案内(2026年1月1日更新)の封筒「パンフレットについて」をご確認ください。



※新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認いただき、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

申込締切日 **2025年9月30日(火)**

責任開始期(加入日) **2026年1月1日(木)**

※「責任開始期」はお支払いに関して重要な事項になります。詳細はパンフレットの注意喚起情報をご確認ください。  
※申込みお手続きの際には、必ずパンフレット・申込書に記載の告知内容をご確認ください。

### お問い合わせ先

【制度の内容に関して】

☎ **0120-660-360**

期 間：2025年9月2日(火)～9月30日(火)

時 間：9：00～17：00(土日祝日除く)

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部 法人営業第二部につながります

<上記期間以外のお問い合わせ先>

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部

法人営業第二部

TEL：03-5289-7145

【告知の内容に関して】

☎ **0120-661-320**

時間：9：00～17：00(土日祝日除く)

明治安田生命保険相互会社

団体保険ご照会窓口につながります

〈ご注意〉  
期間途中での加入・変更・脱退は原則できませんので、  
ご注意ください。

〔取扱窓口〕

**茨城県庁生活協同組合**

Tel:029-301-6150

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

# 県庁生協総合福祉制度 制度一覧

●保険期間は1年間(2026年1月1日～2026年12月31日)で、以後毎年自動更新となります。  
●変更・脱退の申込みがない場合は、継続扱いとなります。ただし、年度更新時に継続最高年齢を超えた場合は継続できません。また、責任開始期(加入日)(2026年1月1日)時点で保険年齢に応じた保険料となります。

		制度名	加入要件	加入対象区分	保障内容	配当金	掲載ページ	退職後の取扱い ※退職後、継続・加入する為には、ご退職前に別途手続きが必要です。				
								退職	70歳	80歳	81歳	
長期給付補完制度	遺族等の生活費の補完	遺族生活年金プラン +遺児育英型	—	本人 配偶者 子ども	万一、死亡・所定の高度障害となられた場合に、公的遺族年金の補完として一時金または年金形式で支払われます。	有 ※1	5～8	継続	継続最高(可能)年齢80歳(満了時年齢81歳)(注2)			
		遺族生活年金プラン・プラス	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人 配偶者	万一の場合に加え、ケガ・病気で重い障害が残った場合に、公的障害年金の補完として、一時金または年金形式で支払われます。	有 ※1	9～10	継続	継続最高(可能)年齢80歳(満了時年齢81歳)(注2)			
短期給付補完制度	医療費用の補完	医療保障プラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人 配偶者 子ども	病気やケガによる入院時の給付が保障されます。(死亡の場合10万円の保険金が支払われます。)	有 ※1	13～14	継続	継続最高(可能)年齢69歳(満了時年齢70歳)(注2)			
		手術・7大疾病・介護加算プラン	遺族生活年金プラン・医療保障プランとセットで加入ください。	本人 配偶者	7大疾病、所定の要介護状態などについて総合的に補償されます。3大疾病による入院は保険金の支払日数の限度はありません。	無		継続	継続最高(可能)年齢69歳(満了時年齢70歳)(注2)			
		医療保障(先進医療加算)プラン	遺族生活年金プラン・医療保障プランとセットで加入ください。	本人 配偶者 子ども	先進医療による療養を受けたとき、病気・ケガの入院、受けた場合を保障します。	無	15	継続	継続最高(可能)年齢79歳(満了時年齢80歳)(注2)			
		3大疾病保障プラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人 配偶者	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態に ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられ上記の場合、一時金が支払われます。	無	16	継続	継続最高(可能)年齢69歳(満了時年齢70歳)(注3)		個人扱い(注4) 継続最高(可能)年齢79歳(満了時年齢80歳)	
		傷害ワイドプラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人 配偶者 子ども	ケガによる入院・手術・通院をした場合に、保険金日常生活におけるリスクも補償します。熱中症、食中毒による入院・手術・通院も対象となります。	無	17	継続	継続最高(可能)年齢80歳(満了時年齢81歳)(注2)			
	休業の補完	短期傷病休業給付プラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人	病気やケガにより、免責期間を超えて就業障害が継続した場合、給付金をお支払いします。	有 ※1	11	脱退				
長期療養収入補償プラン		遺族生活年金プランとセットで加入ください。	本人	病気やケガにより長期休職となった場合に、失う収て免責期間を超えて就業障害が継続した場合に、保	無	12	脱退					
制度既加入者専用	傷害プラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	既加入者専用制度です。新規加入・増額はできません。	ケガによる入院・手術・通院をした場合に、保険金熱中症、食中毒による入院・手術・通院も対象となります。	無	18	継続	継続最高(可能)年齢70歳(満了時年齢71歳)(注2)		個人扱い 保険期間10年間		
	退職後継続保障プラン	遺族生活年金プランとセットで加入ください。	既加入者専用制度です。新規加入・増額はできません。	死亡・高度障害となった場合、一時金が支払われます。(保険料率は加入した時と一律です。)	無	19	継続	継続最高(可能)年齢69歳(満了時年齢70歳)(注3)		個人扱い(注4) 継続最高(可能)年齢79歳(満了時年齢80歳)		

※1：1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合、配当金として還付されます。  
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢25歳=2026年1月1日現在満24歳6ヵ月を超え満25歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

(注1)記載の個人扱の退職後保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。  
(注2)遺族生活年金プラン、遺族生活年金プラン・プラス、医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン、医療保障(先進医療加算)プラン、傷害ワイドプラン、傷害プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
(注3)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。3大疾病保障プラン、退職後継続保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保

年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
(注4)個人扱3大疾病保障プラン、個人扱退職後継続保障プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
個人扱の退職後保険商品については、別途配付の正規パンフレットをご参照願います。  
医療保障プランから退職後に退職後終身医療保険へ移行(加入)できます。商品内容等については、引受会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署までお問い合わせください。  
今後の環境の変化等により、取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

# ⚠️ ご注意事項 (お支払いの対象について)

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

**【今回新規加入または増額される方へ】 下記の「事例1」～「事例4」のような場合は、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。**

■ご加入日(2026年1月1日)以前の発症によるお支払いについて  
高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合、入院給付金については加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したときにお支払いの対象となりますので、その原因が2026年1月1日以前である場合はお支払いの対象となりません。  
お支払事由等の詳細については、パンフレットをご確認ください。


## 下記事例はご請求時におけるご照会の多かった事例を記載しています。

※責任開始期(加入日)2026年1月1日の場合

### 事例1) 医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

〈2026年1月1日に医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プランに新規加入した場合〉

病気で入院したのに、給付金が支払われなかった!



➔

加入日(2026年1月1日)前から治療中の病気があった場合、その病気で支払事由に該当した場合は給付金・保険金はお支払いできません。

告知日(申込日)以降の発病であっても、お支払いの対象にはなりません。


※ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

2025年 8月1日	2025年 12月15日	2026年 1月1日	2026年 1月15日
告知日(申込日)	発病	責任開始期(加入日)	入院開始

入院給付金・保険金のお支払い対象になりません。

### 事例2) 傷害ワイドプラン

疲労骨折したのに保険金が支払われなかった!



➔

傷害ワイドプランのお支払については「**急激・偶然・外来**」による事故・ケガであるかどうかを査定のポイントとなります。

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的に発生し、予知されない出来事で、傷害の原因が体の外からの作用による事故を指します。「急激かつ偶然な外来」の条件を欠く傷害には、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病などがあります。

疲労骨折や腱鞘炎・他覚症状のないむちうち症などは、お支払いの対象になりません。

※法令に定める酒気帯び運転による事故、無免許運転による事故の場合もお支払いの対象にはなりません。


### 事例3) 特定疾病保険金(3大疾病保障プラン)

- 『**上皮内新生物**』はお支払いの対象となりません!  
★「**上皮内新生物**」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。  
なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T<sub>a</sub>」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T<sub>is</sub>」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- 『**加入日(\*)前を含めてはじめて診断確定されたがん**』がお支払い対象です!  
★ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、

加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

■「**乳房の悪性新生物(乳がん)**」については、加入日(2026年1月1日)から、その日を含めて90日を経過した後に診断確定された場合にお支払い対象となります。


なるほど…  
一口に「がん」といってもいろいろなケースがあるのね。  
勉強になったわぁ…



### 事例4) 長期療養収入補償プラン

〈2026年1月1日に長期療養収入補償プランに新規加入した場合〉

休職したのに保険金が支払われなかった!



➔

責任開始期(2026年1月1日)前に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の就業障害が、免責期間を超えて継続した場合はお支払いの対象になりません。ただし、この場合でも2026年1月1日以降1年を経過した後に就業障害になったときは、保険金のお支払いの対象となります。

2025年12月10日	2026年1月1日	2026年1月20日	2026年6月10日
傷害または発病	責任開始期(加入日)	就業障害開始	就業障害終了

10コース  
1A

← 90日免責期間 →  
← 7日 →  
免責期間

保険金のお支払い対象になりません。

〈遺族生活年金プラン〉〈遺族生活年金プラン・プラス〉〈医療保障プラン〉〈医療保障(先進医療加算)プラン〉  
〈3大疾病保障プラン〉〈短期傷病休業給付プラン〉〈退職後継続保障プラン〉

## 保険会社からのお願い・ご注意

- 〈保険金・給付金のご請求について〉

  - 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに茨城県庁生活協同組合(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
  - 保険金・給付金を請求する権利は、お支払い事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
  - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

  - ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
  - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
  - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

加入対象者	本人	配偶者・子ども
加入要件	—	本人が遺族生活年金プランに加入

## 保障内容 [加入対象区分:本人・配偶者・子ども]

●『遺族生活年金プラン』の保障内容（死亡・高度障害のとき）

加入対象区分	コース	保険金額(年金原資) 月額部分 死亡・高度障害 死亡・高度障害保険金	年金受取額			加入対象区分	コース	保険金額(年金原資) 月額部分 死亡・高度障害 死亡・高度障害保険金	年金受取額		
			月額受取額	受取期間	受取総額				月額受取額	受取期間	受取総額
本人	12コース	6,000万円	約 19.0万円	年	約 6,840万円	配偶者	2,500	2,500	11.3	20	2,715
	11	5,500	17.4	30	6,270						
	10	5,000	15.8		6,270						
	9	4,500	14.2		5,700						
	8	4,000	14.8	25	4,450						
	7	3,500	12.9		3,893						
	6	3,000	11.1		3,337						
	5	2,500	11.3	20	2,715						
	4	2,000	9.0		2,172						
	3	1,500	8.8		1,590						
	2	1,000	8.6	10	1,035						
	1	500	8.4	5	505						
	30	300	一時金受取								
	15	150	一時金受取								
子ども	400	400	一時金受取								

※記載の年金額は定額型の場合の受取額です。  
 ※受取期間・受取月額は一例です。支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。  
 (年金金額により、受取年数に上限があります。)

## 加入取扱いに関するご注意

- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 原則として脱退については退職時または年度更新の手続きの際にお手続きいただくようお願いします。

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命相互保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## 退職者の取扱い

2026年3月末退職者で「ひばり会」会員になられた場合は、80歳(保険年齢)まで継続いただけます。ただし、退職後については極力「1,000万円以下」でお申込みください。

## 月額保険料(概算)

(単位:円)

年齢区分 性別 申込 コース・保険金額	18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~65歳		66~70歳								
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性							
本人	12コース	4,740	3,120	6,000	5,160	8,100	6,180	11,820	9,000	18,060	12,660	27,480	16,800	61歳以上の方については、 1,000万円(2コース)以下から ご選択ください。									
	11	4,345	2,860	5,500	4,730	7,425	5,665	10,835	8,250	16,555	11,605	25,190	15,400										
	10	3,950	2,600	5,000	4,300	6,750	5,150	9,850	7,500	15,050	10,550	22,900	14,000										
	9	3,555	2,340	4,500	3,870	6,075	4,635	8,865	6,750	13,545	9,495	20,610	12,600										
	8	3,160	2,080	4,000	3,440	5,400	4,120	7,880	6,000	12,040	8,440	18,320	11,200										
	7	2,765	1,820	3,500	3,010	4,725	3,605	6,895	5,250	10,535	7,385	16,030	9,800										
	6	2,370	1,560	3,000	2,580	4,050	3,090	5,910	4,500	9,030	6,330	13,740	8,400										
	5	1,975	1,300	2,500	2,150	3,375	2,575	4,925	3,750	7,525	5,275	11,450	7,000										
	4	1,580	1,040	2,000	1,720	2,700	2,060	3,940	3,000	6,020	4,220	9,160	5,600										
	3	1,185	780	1,500	1,290	2,025	1,545	2,955	2,250	4,515	3,165	6,870	4,200										
	2	790	520	1,000	860	1,350	1,030	1,970	1,500	3,010	2,110	4,580	2,800										
	1	395	260	500	430	675	515	985	750	1,505	1,055	2,290	1,400										
	30	51歳以上の方のみ選択できます。										903	633					1,374	840	2,148	1,140	3,186	1,539
	15	51歳以上の方のみ選択できます。										452	317					687	420	1,074	570	1,593	770
	配偶者	2,500円	1,975	1,300	2,500	2,150	3,375	2,575	4,925	3,750	7,525	5,275	11,450					7,000	61歳以上の方については、 1,000万円以下から ご選択ください。				
2,000		1,580	1,040	2,000	1,720	2,700	2,060	3,940	3,000	6,020	4,220	9,160	5,600										
1,500		1,185	780	1,500	1,290	2,025	1,545	2,955	2,250	4,515	3,165	6,870	4,200										
1,000		790	520	1,000	860	1,350	1,030	1,970	1,500	3,010	2,110	4,580	2,800										
800		632	416	800	688	1,080	824	1,576	1,200	2,408	1,688	3,664	2,240										
500		395	260	500	430	675	515	985	750	1,505	1,055	2,290	1,400										
300		51歳以上の方のみ選択できます。										903	633	1,374	840	2,148	1,140	3,186					1,539
150	51歳以上の方のみ選択できます。										452	317	687	420	1,074	570	1,593	770					
子ども	400万円	(3歳~22歳)年齢に関係なく一律280円																					

(単位:円)

年齢区分 性別 申込 コース・保険金額	71歳		72歳		73歳		74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	2コース	13,910	6,800	15,400	7,580	17,110	8,500	19,100	9,500	21,450	10,600	24,220	11,840	27,500	13,280	31,360	15,020	35,810	17,120	40,850	19,650
	1	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
	30	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
	15	2,087	1,020	2,310	1,137	2,567	1,275	2,865	1,425	3,218	1,590	3,633	1,776	4,125	1,992	4,704	2,253	5,372	2,568	6,128	2,948
配偶者	1,000円	13,910	6,800	15,400	7,580	17,110	8,500	19,100	9,500	21,450	10,600	24,220	11,840	27,500	13,280	31,360	15,020	35,810	17,120	40,850	19,650
	800	11,128	5,440	12,320	6,064	13,688	6,800	15,280	7,600	17,160	8,480	19,376	9,472	22,000	10,624	25,088	12,016	28,648	13,696	32,680	15,720
	500	6,955	3,400	7,700	3,790	8,555	4,250	9,550	4,750	10,725	5,300	12,110	5,920	13,750	6,640	15,680	7,510	17,905	8,560	20,425	9,825
	300	4,173	2,040	4,620	2,274	5,133	2,550	5,730	2,850	6,435	3,180	7,266	3,552	8,250	3,984	9,408	4,506	10,743	5,136	12,255	5,895
150	2,087	1,020	2,310	1,137	2,567	1,275	2,865	1,425	3,218	1,590	3,633	1,776	4,125	1,992	4,704	2,253	5,372	2,568	6,128	2,948	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。



加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

## お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

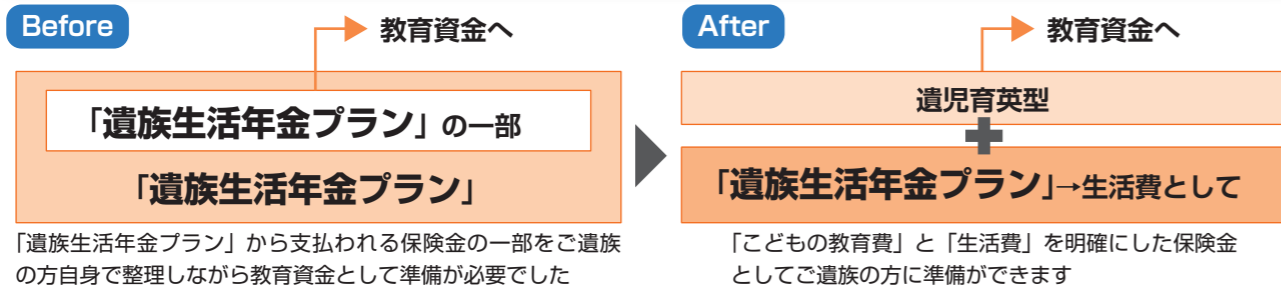
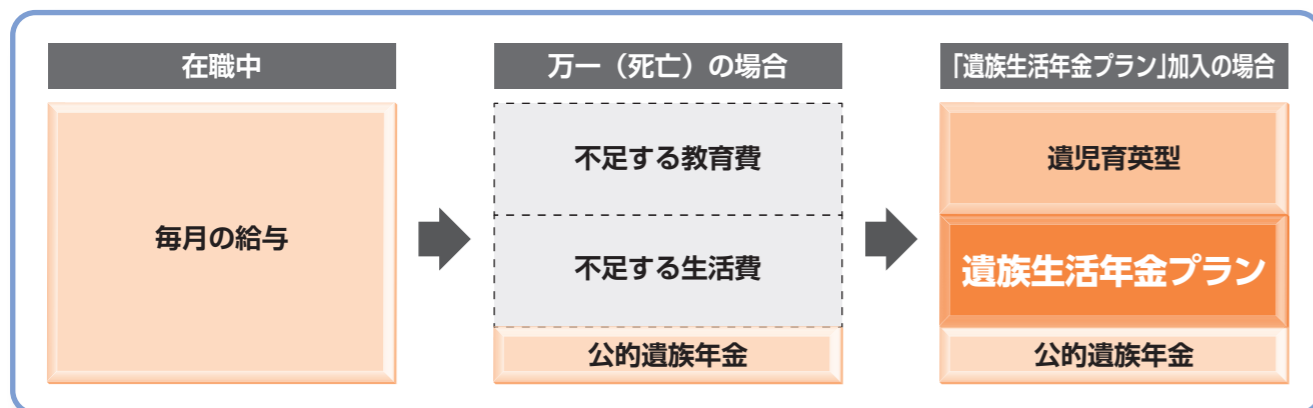
組合員に万一のこと(死亡・高度障害※)があった場合のお子さまの**教育費の準備**ができるようになりました。

※高度障害保険金の受取人は本人です。

「遺族生活年金プラン」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「遺族生活年金プラン」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「遺児育英型」が附加できるようになりました。



## 遺児育英型とは？



遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金形式で受取る制度です。

**お父さん、お母さん、この制度の受取人はこどもです！**  
こどもの夢の実現と進学のためにご加入をおすすめします



## 月額保険料(概算)

(単位：円)

本人保険年齢	ア.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金) 500万円	
	男性	女性
18~35歳	395	260
36~40歳	500	430
41~45歳	675	515
46~50歳	985	750
51~55歳	1,505	1,055
56~60歳	2,290	1,400
61~65歳	3,580	1,900

(単位：円)

本人保険年齢	イ.コース 年金原資(死亡・高度障害保険金) 300万円	
	男性	女性
18~35歳	237	156
36~40歳	300	258
41~45歳	405	309
46~50歳	591	450
51~55歳	903	633
56~60歳	1,374	840
61~65歳	2,148	1,140

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英型の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中の遺児育英型のみ脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「遺族生活年金プラン」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「遺族生活年金プラン」本人コース脱退の場合は、遺児育英型も脱退となります。

### 【遺児育英型の取扱い】

- 遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。
- 遺児育英型のみ加入はできません。「遺族生活年金プラン」本人コースとセットで加入してください。
- 遺児育英型は「遺族生活年金プラン」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

### 注意事項

- 死亡保険金受取人となるこどものコース別加入可能人数は、右記のとおりです。

表に記載のないコースの最大加入可能人数は最大5人までです。

加入可能人数	現在加入コース
4人	8コース
3人	9コース
2人	10コース
1人	11コース
0人	12コース

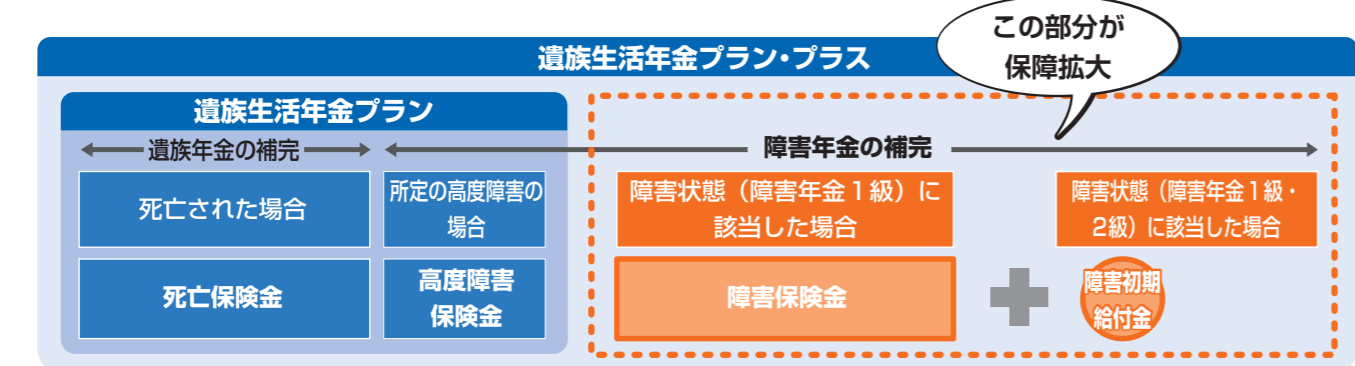
# 遺族生活年金プラン・プラス

80歳まで  
継続可能!

加入対象区分



加入対象者	本人	配偶者
加入要件	遺族生活年金プランに加入	本人が遺族生活年金プラン・プラスに加入



※障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。

## ●保障内容 (死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級・2級) のとき)

加入対象区分	コース	死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級) のとき			障害状態 (障害年金1級・2級) のとき	年金原資 (死亡・高度障害保険金・障害保険金) を年金受取の場合			
		年金原資 (死亡・高度障害・障害保険金) (月額部分)	年金原資 (死亡・高度障害・障害保険金) (ボーナス部分)	年金原資 (死亡・高度障害・障害保険金) (月額+ボーナス部分合計)		受取期間	月額受取 (年12回)	ボーナス受取 (年2回)	受取総額
本人	A1 コース	2,000万円	500万円	2,500万円	250万円	25年	約7.4万円	約11.1万円	約2,781万円
	A2	2,000	1,000	3,000	300		7.4	22.2	3,337
	B1	1,500	500	2,000	200	20	6.7	13.5	2,172
	B2	1,500	1,000	2,500	250		6.7	27.1	2,715
	C1	1,000	500	1,500	150	15	5.8	17.6	1,590

加入対象区分	コース	死亡・高度障害のとき		障害状態 (障害年金1級) のとき		障害状態 (障害年金1級・2級) のとき		年金原資 (死亡・高度障害保険金・障害保険金) を年金受取の場合		
		年金原資 (死亡・高度障害保険金)	障害保険金	障害初期給付金	受取期間	月額受取 (年12回)	受取総額	受取期間	月額受取 (年12回)	受取総額
本人	A コース	2,000万円	2,000万円	200万円	25年	約7.4万円	約2,225万円			
	B	1,500	1,500	150	20	6.7	1,629			
	C	1,000	1,000	100	15	5.8	1,060			
	D	500	500	50	5	8.4	505			
	E	300	300	30		5.0	303			
	F	100	100	10						

加入対象区分	コース	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金原資 (死亡・高度障害保険金) を年金受取の場合		
			受取期間	月額受取 (年12回)	受取総額
配偶者	200万円	200万円	5年	約3.3万円	約202万円
	100万円	100万円			

## 退職者の取扱い

2026年3月末退職者で「ひばり会」会員になられた場合は、80歳 (保険年齢) まで継続いただけます。

ただし、61歳以上の方については極力500万円 (Dコース)、300万円 (Eコース)、100万円 (Fコース) からご選択ください。

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳 = 2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率 (予定利率、予定死亡率、予定事業費率等) で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 『遺族生活年金プラン・プラス』は主契約 (新・団体定期保険) と特約 (障害特約、年金払特約、半年払保険料併用特約) をセットしたものです。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶

- 者は同時に脱退となります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 更新時期 (1月1日) 以外でボーナス給付を脱退する場合は、月額給付も同時脱退となります。
- 半年払保険部分 (ボーナス給付) のみの加入はできません。
- ボーナス給付部分の保険料は、1月と7月のボーナスより月額保険料とあわせて控除します。(初回は1月分給与より)
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下にしてください。

- 障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金支払われた場合はこの保険は脱退となります。

- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

## 月額保険料 (概算) + ボーナス保険料

※61歳以上については、ボーナス給付コースの選択はできません。

加入対象区分	コース	【単位: 円】												
		18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	A1	月額保険料	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600
	A2	月額保険料	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400
		ボーナス保険料	5,640	4,140	7,260	6,480	9,540	7,500	13,560	10,440	20,460	14,520	30,900	19,200
	B1	月額保険料	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600
	B2	月額保険料	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800
		ボーナス保険料	5,640	4,140	7,260	6,480	9,540	7,500	13,560	10,440	20,460	14,520	30,900	19,200
	C1	月額保険料	940	690	1,210	1,080	1,590	1,250	2,260	1,740	3,410	2,420	5,150	3,200
		ボーナス保険料	2,820	2,070	3,630	3,240	4,770	3,750	6,780	5,220	10,230	7,260	15,450	9,600

## 月額保険料 (概算)

加入対象区分	コース	【単位: 円】																	
		18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~64歳		65歳		66~70歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	コースA	1,880	1,380	2,420	2,160	3,180	2,500	4,520	3,480	6,820	4,840	10,300	6,400	61歳以上の方については、500万円 (Dコース) 以下からご選択ください。					
	B	1,410	1,035	1,815	1,620	2,385	1,875	3,390	2,610	5,115	3,630	7,725	4,800						
	C	940	690	1,210	1,080	1,590	1,250	2,260	1,740	3,410	2,420	5,150	3,200						
	D	470	345	605	540	795	625	1,130	870	1,705	1,210	2,575	1,600	3,905	2,130	3,600	1,920	5,330	2,585
	E	282	207	363	324	477	375	678	522	1,023	726	1,545	960	2,343	1,278	2,160	1,152	3,198	1,551
	F	61歳以上の方のみ選択できます。												781	426	720	384	1,066	517
配偶者	200万円	166	112	208	180	278	214	402	308	610	430	924	568	1,440	768	1,440	768	2,132	1,034
	100万円	83	56	104	90	139	107	201	154	305	215	462	284	720	384	720	384	1,066	517

加入対象区分	コース	【単位: 円】																			
		71歳		72歳		73歳		74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳		80歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	コースA	61歳以上の方については、500万円 (Dコース) 以下からご選択ください。																			
	B																				
	C																				
	D	6,975	3,420	7,720	3,810	8,575	4,270	9,570	4,770	10,745	5,320	12,130	5,940	13,770	6,660	15,700	7,530	17,925	8,580	20,445	9,845
	E	4,185	2,052	4,632	2,286	5,145	2,562	5,742	2,862	6,447	3,192	7,278	3,564	8,262	3,996	9,420	4,518	10,755	5,148	12,267	5,907
	F	1,395	684	1,544	762	1,715	854	1,914	954	2,149	1,064	2,426	1,188	2,754	1,332	3,140	1,506	3,585	1,716	4,089	1,969
配偶者	200万円	2,790	1,368	3,088	1,524	3,430	1,708	3,828	1,908	4,298	2,128	4,852	2,376	5,508	2,664	6,280	3,012	7,170	3,432	8,178	3,938
	100万円	1,395	684	1,544	762	1,715	854	1,914	954	2,149	1,064	2,426	1,188	2,754	1,332	3,140	1,506	3,585	1,716	4,089	1,969

# 短期傷病休業給付プラン

加入対象区分



加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

- 就業不能状態が不支給期間※20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。

※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。

※給付金のお支払いについて、パンフレットに詳細が記載されています。

必ずご確認ください。

## 保障内容 [加入対象区分:本人]

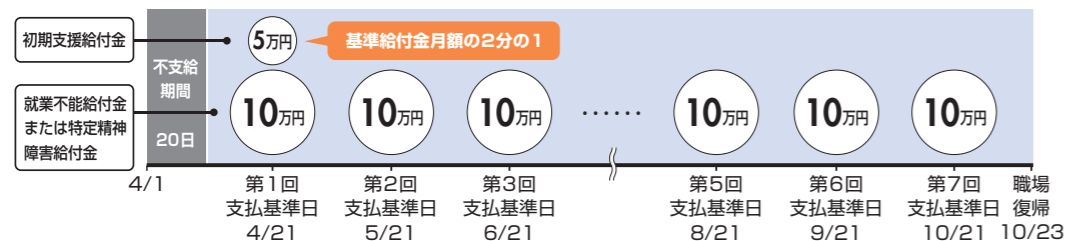
給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約 特定精神障害給付特約 【就業不能給付金】または【特定精神障害給付金】	5万円	10万円
第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき 初期支援給付特約【初期支援給付金】	2.5万円	5万円

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌日以降の第1回支払基準日の応当日となります。  
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。  
・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

## 給付イメージ

【例】 就業不能給付金+特定精神障害給付金+初期支援給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額10万円  
事例：4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



\*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

## 月額保険料(概算)

主契約、特定精神障害給付特約、初期支援給付特約

(単位:円)

加入対象区分	年齢 (2026.1.1現在の保険年齢)	5万円コース		10万円コース	
		男性	女性	男性	女性
本人	18~20歳	598	678	1,195	1,355
	21~25歳	610	658	1,220	1,315
	26~30歳	615	795	1,230	1,590
	31~35歳	693	888	1,385	1,775
	36~40歳	745	905	1,490	1,810
	41~45歳	808	1,025	1,615	2,050
	46~50歳	973	1,195	1,945	2,390
	51~55歳	1,253	1,298	2,505	2,595
	56~60歳	1,803	1,593	3,605	3,185
61~65歳	2,653	2,153	5,305	4,305	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が999名以下の場合の保険料です。実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

# 長期療養収入補償プラン

加入対象区分



加入対象者	本人
加入要件	遺族生活年金プランに加入

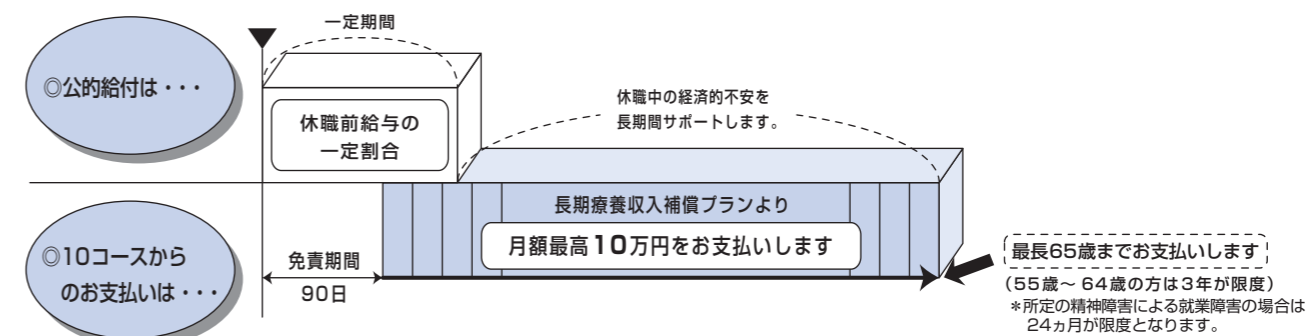
- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間90日または7日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。(注)

\*1Aコースについては既加入者専用制度です。新規加入はできません。

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

## 制度内容と月額保険料(概算)

病気・ケガで長期休職となった場合の補償です。  
あなたがもし病気やケガで長期休職となった場合



年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(10コース) 月額保険料	
			男性	女性
15~24歳	90日	65歳	1,000円	644円
25~29歳			1,036円	838円
30~34歳			1,131円	1,131円
35~39歳			1,443円	1,732円
40~44歳			2,130円	2,796円
45~49歳			3,169円	4,093円
50~54歳			4,389円	5,263円
55~59歳			2,819円	2,946円
60~64歳			5,090円	4,736円
				3年

\*年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。

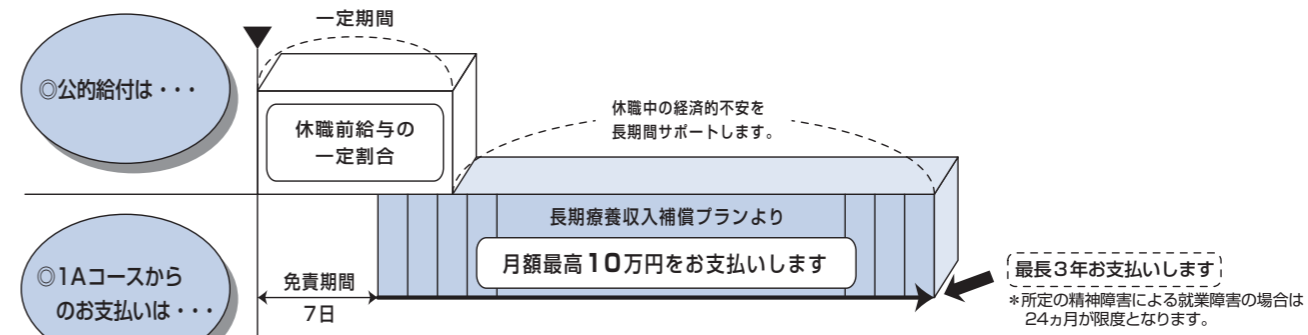
\*免責期間は90日です。  
\*補償対象期間は契約年齢が54歳までの場合は最長65歳まで、55~64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度となります。

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】  
●保険期間中のコース変更(増額・減額等)  
●保険期間の変更  
●保険料の払込方法の変更 など

- \*1Aコースについては既加入者専用制度です。新規加入はできません。

あなたがもし病気やケガで長期休職となった場合



年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象期間	保険金月額10万円(1Aコース) 月額保険料	
			男性	女性
15~24歳	7日	3年	1,801円	1,175円
25~29歳			1,922円	1,547円
30~34歳			2,089円	2,086円
35~39歳			2,362円	2,798円
40~44歳			2,850円	3,628円
45~49歳			3,614円	4,482円
50~54歳			4,643円	5,249円
55~59歳			6,205円	6,049円
60~64歳			8,694円	7,067円

\*年齢は2026年1月1日現在の満年齢です。

\*免責期間は7日です。  
\*補償対象期間は最長3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24カ月が限度となります。

※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】  
●保険期間中のコース変更(増額・減額等)  
●保険期間の変更  
●保険料の払込方法の変更 など

# 医療保障プラン+手術・7大疾病・介護加算プラン

69歳まで  
継続可能!

加入対象区分



加入対象者	本人	配偶者	子ども
加入	医療保障プラン	遺族生活年金プランに加入	本人が医療保障プランに加入
要件	手術・7大疾病・介護加算プラン	医療保障プランに加入	医療保障プランに加入。かつ本人が手術・7大疾病・介護加算プランに加入

**手術・7大疾病・介護加算プランは医療保障プランとセットかつ同日額にてご加入ください。**

## 保障(補償)内容 [加入対象区分: 本人・配偶者・子ども]

生保部分: 短期入院特約付、死亡保険金額10万円  
 入院給付金日額: 3,000円・5,000円・10,000円  
 損保部分: 入院保険金日額・手術基準日額: 3,000円・5,000円・10,000円  
 介護保険金額: 100万円

お支払に関する重要事項はパンフレットを必ずご確認ください。

### 本人・配偶者

	入院給付金 (保険金) 日 額	医療保障プラン (医療保障保険)	手術・7大疾病・ 介護加算プラン (医療保険)
入 院	病気・ケガで継続して2日以上入院したとき (3大疾病および所定の生活習慣病以外で入院したとき) 入院給付金(生保部分)	10,000円	10,000円 × 入院日数
	3大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき 入院給付金(生保部分)+3大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金(損保部分)	5,000円 3,000円	5,000円 × 入院日数 3,000円 × 入院日数
	3大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき 入院給付金(生保部分)+3大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金(損保部分)	10,000円 5,000円 3,000円	— — —
手 術	疾病・傷害で所定の手術を受けたとき (3大疾病および所定の生活習慣病以外で所定の手術を受けたとき) 疾病手術保険金・傷害手術保険金(損保部分)	10,000円コースご加入の場合(損保部分) 5,000円コースご加入の場合(損保部分) 3,000円コースご加入の場合(損保部分)	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円 5万円・10万円・20万円 3万円・6万円・12万円
	3大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき 三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金(損保部分)	10,000円コースご加入の場合(損保部分) 5,000円コースご加入の場合(損保部分) 3,000円コースご加入の場合(損保部分)	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円 5万円・10万円・20万円 3万円・6万円・12万円
	所定の要介護状態になったとき 介護保険金(損保部分)	各コース 共通	— 100万円(1回限度)
死 亡	死亡したとき 死亡保険金(生保部分)	共通	10万円

(生保部分)  
 ※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。  
 ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。  
 (損保部分)  
 ○「3大疾病」とは、「がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中」、「所定の生活習慣病」とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。  
 ○7大疾病とは、「3大疾病」および「所定の生活習慣病」を指します。  
 ※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。  
 ※三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。  
 ※手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。  
 ※介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。  
 ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。  
 【お取扱いできない事項の例】  
 ●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)  
 ●保険期間の変更  
 ●保険料の払込方法の変更 など

上記は医療保障保険と医療保険をセットしたものです。医療保障保険と医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご確認ください。

(注)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いたします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

### 子ども ※医療保障プラン(生保部分)のみの取扱いになります。

病気・ケガで継続して2日以上入院したとき 入院給付金(生保部分)	5,000円 3,000円	日額 5,000円 × 入院日数 日額 3,000円 × 入院日数
死亡したとき 死亡保険金(生保部分)	共通	10万円

(生保部分)  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例)保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※生保部分保険料について:記載の保険料は、加入者数1,000名以上の場合の保険料です。したがって、実際の加入者数が異なれば記載の保険料は異なりますので、その場合は初回に選んで正規保険料を適用させていただきます。  
 ※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

(損保部分)  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例)保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 ※損保部分保険料について:記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。  
 ※損保部分保険料について:保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※医療保障プランのみご加入される場合は、医療保障プランの保険料をご覧ください。  
 ※手術・7大疾病・介護加算プランのみの加入はできません。医療保障プランとセットでご加入ください。

## 月額保険料(概算)

加入対象区分:本人・配偶者

### 医療保障プラン(生保部分)

日額10,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 日額10,000円(生保部分)
18歳~19歳	2,059 円
20歳	2,618
21歳~24歳	2,618
25歳	3,008
26歳~29歳	3,008
30歳	3,158
31歳~34歳	3,158
35歳	3,150
36歳~39歳	3,150
40歳	3,466
41歳~44歳	3,466
45歳	3,974
46歳~49歳	3,974
50歳	5,048
51歳~54歳	5,048
55歳	6,477
56歳~59歳	6,477
60歳	8,784
61歳~64歳	8,784
65歳	12,599
66歳~69歳	12,599

日額5,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 日額5,000円(生保部分)
18歳~19歳	1,044 円
20歳	1,323
21歳~24歳	1,323
25歳	1,518
26歳~29歳	1,518
30歳	1,593
31歳~34歳	1,593
35歳	1,590
36歳~39歳	1,590
40歳	1,751
41歳~44歳	1,751
45歳	2,009
46歳~49歳	2,009
50歳	2,553
51歳~54歳	2,553
55歳	3,282
56歳~59歳	3,282
60歳	4,459
61歳~64歳	4,459
65歳	6,404
66歳~69歳	6,404

日額3,000円コース

年齢	医療保障保険入院給付金 日額3,000円(生保部分)
18歳~19歳	638 円
20歳	805
21歳~24歳	805
25歳	922
26歳~29歳	922
30歳	967
31歳~34歳	967
35歳	966
36歳~39歳	966
40歳	1,065
41歳~44歳	1,065
45歳	1,223
46歳~49歳	1,223
50歳	1,555
51歳~54歳	1,555
55歳	2,004
56歳~59歳	2,004
60歳	2,729
61歳~64歳	2,729
65歳	3,926
66歳~69歳	3,926

加入対象区分:子ども

年齢に関係なく 一律(0歳~22歳)※	日額5,000円コース	1,117 円
	日額3,000円コース	679 円

※子どもについては医療保障プラン(生保部分)のみのお取扱いです。(手術・7大疾病・介護加算プランはお取扱いいたしません)

### 手術・7大疾病・介護加算プラン(損保部分)

日額10,000円のコース

年齢	医療保険10,000円(1コース) (損保部分)
18歳~19歳	860 円
20歳	860
21歳~24歳	890
25歳	890
26歳~29歳	990
30歳	990
31歳~34歳	1,050
35歳	1,050
36歳~39歳	1,080
40歳	1,080
41歳~44歳	1,130
45歳	1,130
46歳~49歳	1,350
50歳	1,350
51歳~54歳	2,130
55歳	2,130
56歳~59歳	3,120
60歳	3,120
61歳~64歳	4,690
65歳	4,690
66歳~69歳	6,630

日額5,000円のコース

年齢	医療保険5,000円(5コース) (損保部分)
18歳~19歳	440 円
20歳	440
21歳~24歳	450
25歳	450
26歳~29歳	510
30歳	510
31歳~34歳	530
35歳	530
36歳~39歳	530
40歳	530
41歳~44歳	570
45歳	570
46歳~49歳	670
50歳	670
51歳~54歳	1,100
55歳	1,100
56歳~59歳	1,610
60歳	1,610
61歳~64歳	2,470
65歳	2,470
66歳~69歳	3,590

日額3,000円のコース

年齢	医療保険3,000円(3コース) (損保部分)
18歳~19歳	270 円
20歳	270
21歳~24歳	280
25歳	280
26歳~29歳	320
30歳	320
31歳~34歳	330
35歳	330
36歳~39歳	340
40歳	340
41歳~44歳	350
45歳	350
46歳~49歳	430
50歳	430
51歳~54歳	700
55歳	700
56歳~59歳	1,010
60歳	1,010
61歳~64歳	1,590
65歳	1,590
66歳~69歳	2,390

# 医療保障(先進医療加算)プラン

79歳まで  
継続可能!



加入対象者	本人	配偶者	子ども
加入要件	医療保障(先進医療加算)プラン	遺族生活年金プラン、医療保障プランに加入	本人、配偶者共に医療保障プランに加入

## 制度の特長

- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。  
※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。
- 病気・ケガで1日以上入院をした場合に入院給付金をお支払いします。

**責任開始期(加入日)前に発生した傷害や疾病が原因である場合には、給付金等がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。**

(2026年1月1日)

## 保障内容 【加入対象区分: 本人・配偶者・子ども】

基本保障: 疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型: 365日型)

- ・集中治療給付特約
- ・退院給付特約
- ・先進医療給付特約

基準給付金額(コース) 本人・配偶者・子ども: 1,000円

加入対象区分	コース名	病気・ケガで入院したとき	病気・ケガで所定の集中治療室管理を受けたとき	病気・ケガで継続して5日以上入院をしたのち生存して退院をしたとき	先進医療による療養を受けたとき(入院を伴わない場合も対象)
本人・配偶者・子ども	1,000円コース	<疾病入院給付特約> <災害入院給付特約>  入院日数 × <b>1,000円</b>  ※1入院につき1日目から最大365日まで通算1,095日まで保障(疾病入院給付金・災害入院給付金)	<集中治療給付特約>  集中治療室管理日数 × <b>1,000円</b> (集中治療給付金)	<退院給付特約>  入院1回につき 入院日数に応じて <b>0.5・1・2万円</b> (退院給付金)	<先進医療給付特約>  先進医療の技術に係る 費用と同額 (通算2,000万円まで) (先進医療給付金)

※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、1回の入院について365日を限度とします。  
 ※疾病入院給付金および災害入院給付金のお支払日数は、それぞれ通算して1,095日を限度とします。  
 ※ただし、疾病入院給付金について、三大疾病(悪性新生物(がん)・上皮内新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)の治療を目的とする入院の場合は、お支払日数の限度はありません。

※集中治療給付金のお支払日数は、通算して120日を限度とします。  
 ※退院給付金のお支払は、通算して700倍を限度とします。  
 ※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

## 月額保険料(概算)

基本保障: 疾病入院給付特約(特約の型: I型、入院給付金の型: 365日型)・災害入院給付特約(入院給付金の型: 365日型)

- ・集中治療給付特約
- ・退院給付特約
- ・先進医療給付特約

(単位: 円)

コース(基準給付金額)	1,000円コース	
本人・配偶者	18歳~19歳	160
	20歳~24歳	198
	25歳~29歳	256
	30歳~34歳	268
	35歳~39歳	288
	40歳~44歳	304
	45歳~49歳	378
	50歳~54歳	472
子ども(0~22歳)	55歳~59歳	641
	60歳~64歳	906
	65歳~69歳	1,324
	一律	173

(単位: 円)

コース(基準給付金額)	1,000円コース	
本人・配偶者	70歳	1,578
	71歳	1,659
	72歳	1,742
	73歳	1,829
	74歳	1,919
	75歳	2,004
	76歳	2,119
	77歳	2,268
子ども(0~22歳)	78歳	2,465
	79歳	2,699
	一律	173

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳 = 2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※記載の保険料は加入者が200名以上999名以下の場合の保険料です。  
 したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。  
 ※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。  
 ※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。  
 ※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。  
 ※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。  
 ※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。  
 ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同一特約に同額にて加入となります。  
 ※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

# 3大疾病保障プラン

70歳まで  
継続可能!



加入対象者	本人	配偶者
加入要件	遺族生活年金プランに加入	本人が3大疾病保障プランに加入

## 保障内容等 【加入対象区分: 本人・配偶者】

保障内容	申込コース	
	400万円	200万円
○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	<b>400万円</b>	<b>200万円</b>
特定疾病保険金(※)		
○死亡・所定の高度障害状態のとき		
死亡・高度障害保険金(※)		

※ 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

≪リビング・ニーズ特約≫余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

## 月額保険料

**Point** 早く加入するほど少ない負担で継続できます!!(更新後も加入時の保険料率のまま)

《保険期間70歳満了: 集団扱月払、保険金額400万円・200万円》

(単位: 円)

年齢	保 険 料				年齢	保 険 料				年齢	保 険 料			
	400万円		200万円			400万円		200万円			400万円		200万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
18歳	3,456	2,388	1,728	1,194	34歳	5,352	3,584	2,676	1,792	50歳	9,712	5,536	4,856	2,768
19歳	3,540	2,440	1,770	1,220	35歳	5,528	3,684	2,764	1,842	51歳	10,096	5,676	5,048	2,838
20歳	3,628	2,500	1,814	1,250	36歳	5,712	3,784	2,856	1,892	52歳	10,496	5,828	5,248	2,914
21歳	3,720	2,560	1,860	1,280	37歳	5,908	3,888	2,954	1,944	53歳	10,912	5,984	5,456	2,992
22歳	3,812	2,624	1,906	1,312	38歳	6,108	3,996	3,054	1,998	54歳	11,356	6,144	5,678	3,072
23歳	3,912	2,684	1,956	1,342	39歳	6,324	4,108	3,162	2,054	55歳	11,816	6,304	5,908	3,152
24歳	4,012	2,756	2,006	1,378	40歳	6,552	4,220	3,276	2,110	56歳	12,304	6,476	6,152	3,238
25歳	4,116	2,824	2,058	1,412	41歳	6,792	4,336	3,396	2,168	57歳	12,816	6,656	6,408	3,328
26歳	4,228	2,896	2,114	1,448	42歳	7,048	4,456	3,524	2,228	58歳	13,356	6,860	6,678	3,430
27歳	4,344	2,972	2,172	1,486	43歳	7,320	4,576	3,660	2,288	59歳	13,924	7,080	6,962	3,540
28歳	4,468	3,048	2,234	1,524	44歳	7,608	4,700	3,804	2,350	60歳	14,500	7,312	7,250	3,656
29歳	4,596	3,132	2,298	1,566	45歳	7,916	4,820	3,958	2,410	61歳	15,120	7,572	7,560	3,786
30歳	4,736	3,216	2,368	1,608	46歳	8,240	4,948	4,120	2,474	62歳	15,764	7,840	7,882	3,920
31歳	4,880	3,304	2,440	1,652	47歳	8,580	5,084	4,290	2,542	63歳	16,432	8,100	8,216	4,050
32歳	5,032	3,392	2,516	1,696	48歳	8,940	5,228	4,470	2,614	64歳	17,112	8,348	8,556	4,174
33歳	5,188	3,488	2,594	1,744	49歳	9,316	5,376	4,658	2,688	65歳	17,800	8,576	8,900	4,288

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳 = 2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 ※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額10億円以上30億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)  
 ※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。  
 (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。  
 ※本資料に記載の事項については、契約応当日である2026年1月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、パンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。  
 ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

先進医療加算プラン  
3大疾病保障プラン

# 傷害ワイドプラン

80歳まで  
継続可能!



加入対象者	本人	配偶者・子ども
加入要件	遺族生活年金プランに加入	本人が傷害ワイドプランに加入

## 制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 熱中症、食中毒による入院・手術・通院についても対象となります。

※2026年1月1日以降に発生したものが対象となります。

※遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

**⚠ 効力発効日前に発生した傷害が原因である場合には、保険金がお支払いできませんのでご注意ください。**

(2026年1月1日)

**天災補償特約がセットされています。**

地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガの入院・手術・通院時も補償されます。

## 補償額と月額保険料(概算)

※下記の表の太枠部分は天災補償特約セットにより地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガもお支払い対象となります。

コース	月額 保険料	傷害による			賠償責任 保険金	キャンセル 費用保険金	レンタル用品 賠償責任保険金	救援者 費用等保険金	携行品 損害保険金
		入院 保険金日額	手術 保険金	通院 保険金日額					
		傷害を原因とする入院に対しお支払い。免責日数なし:180日限度	入院保険金日額の5倍・10倍にて状況に応じてお支払い	傷害を原因とする通院に対しお支払い。免責日数なし:90日限度					
本人	E	1,160円	日額 5,000円	2.5または5.0万円	日額 3,000円	1億円	10万円	150万円	10万円
本人	F	810円	日額 3,000円	1.5または3.0万円	日額 2,000円	—	—	—	—
配偶者	G	740円	日額 3,000円	1.5または3.0万円	日額 2,000円	—	—	—	—
子ども	H	740円	日額 3,000円	1.5または3.0万円	日額 2,000円	—	—	—	—

(注)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

※補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。

# 傷害プラン

70歳まで  
継続可能!

## 制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。  
※遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。  
※傷害プランは既加入者専用制度です。新規加入はできません。
- 熱中症、食中毒による入院・手術・通院についても対象となります。

**⚠ 効力発効日前に発生した傷害が原因である場合には、保険金がお支払いできませんのでご注意ください。**

(2026年1月1日)

**天災補償特約がセットされています。**

地震・噴火またはこれらによる津波により被ったケガの入院・手術・通院時も補償されます。

## 制度内容 傷害プランはこんなときに保険金をお支払いします



## 補償額と月額保険料

	コース名	補償額	月額保険料 (各コースとも、年齢に関係なく一律です。)	
			本人	子ども (0歳~22歳)
通院保険金	A (本人)	日額3,000円 × 通院日数	Aコース …… 1,010円 Bコース …… 660円	Cコース …… 660円
	B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	日額2,000円 × 通院日数		
入院保険金	A (本人)	日額5,000円 × 入院日数	Cコース …… 660円	Dコース …… 660円
	B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	日額3,000円 × 入院日数		
手術保険金	A (本人)	状況により 2.5または5万円	Dコース …… 660円	
	B・C・D (本人)(配偶者)(子ども)	状況により 1.5または3万円		

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

※補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。

◎本人は「Aコース」または「Bコース」のいずれかとなります。

◎配偶者は「Cコース」のみ、子どもは「Dコース」のみのお取扱いとなります。

# 退職後継続保障プラン

退職後  
70歳まで  
保障を準備可能!

## 制度の特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- ご退職後も保障を準備できます。
- ※退職後継続保障プランは既加入者専用制度です。新規加入・増額はできません。
- ※遺族生活年金プランへ加入していることを条件とします。

## 保障内容 【加入対象区分：本人・配偶者】

死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	500万円・400万円・300万円	《リビング・ニーズ特約》 余命 6 か月以内と判断されるとき、 保険金の前払請求ができます。
----------------------------	-------------------	--

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定していただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は

剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

※本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き生協組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付 集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型) 契約に基づき運営します。

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社  
公法人第二部法人営業第二部 〒110-0006  
住所 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル6F  
TEL 03-5289-7145

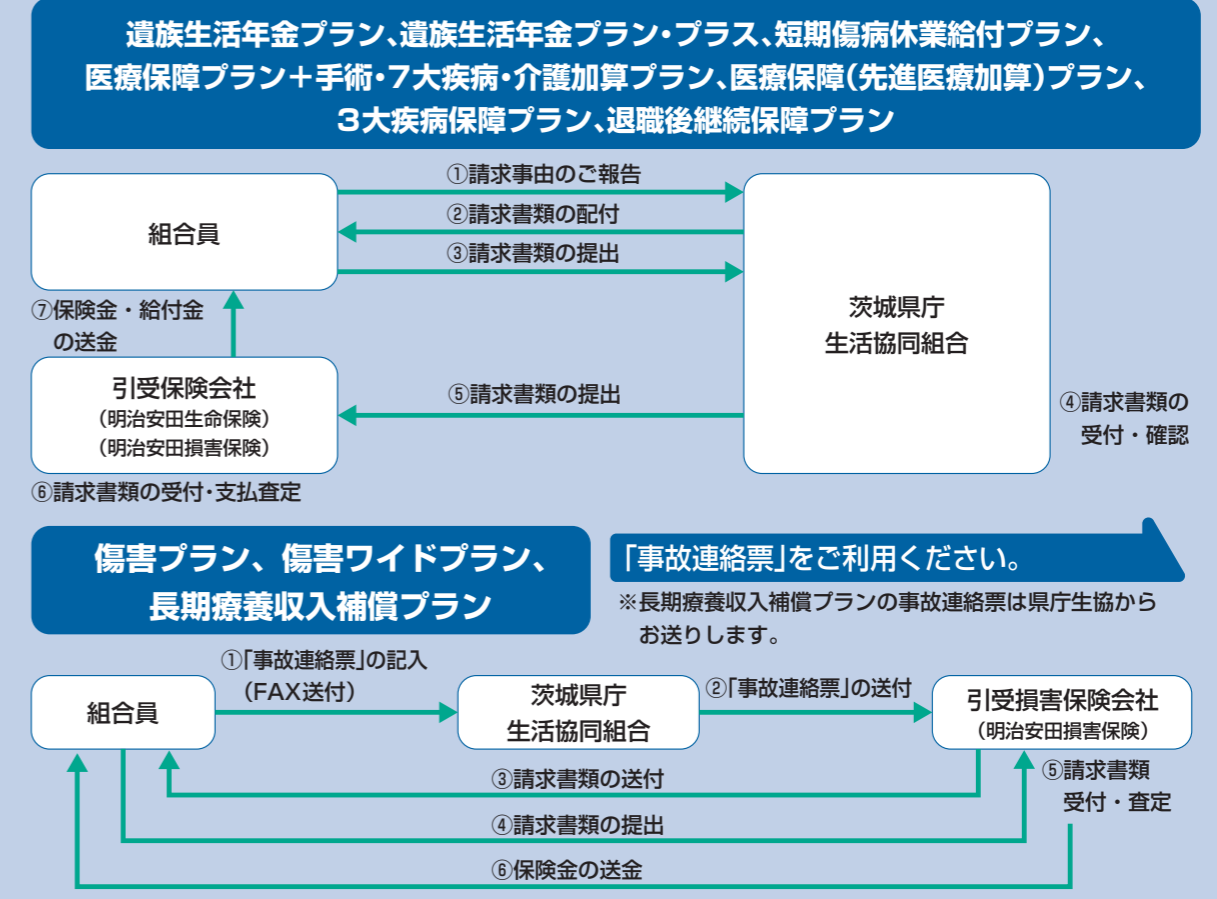
# 請求をしたいのですが…

## 各制度の請求について

給付事由が発生した場合は、**県庁生協**から所定の請求書を取り寄せていただき、必要書類を添えて、請求手続きをしてください。

なお、傷害プラン、傷害ワイドプラン、長期療養収入補償プランを請求する場合は、「事故連絡票」を記入のうえ、県庁生協までFAXまたは郵送してください。その後、保険会社から直接ご自宅へ請求書類を郵送いたします。

## 〈請求から給付までの流れ〉



〈遺族生活年金プラン〉〈遺族生活年金プラン・プラス〉〈短期傷病休業給付プラン〉〈医療保障プラン〉  
〈医療保障(先進医療加算)プラン〉〈3大疾病保障プラン〉〈退職後継続保障プラン〉

### 個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

### 〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—  
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

傷害ワイドプラン用

明治安田損害保険株式会社  
傷害・火災・新種保険サービスグループ行

ご担当者:  
TEL:

団体名	茨城県庁生活協同組合	団体番号	91-90467-2-000001	商品名	LR	退職者	<input type="checkbox"/>
-----	------------	------	-------------------	-----	----	-----	--------------------------

▼当事者をご記入ください

加入者	フリガナ	被保険者番号		所属		職種	
氏名		生年月日	年 月 日	性別	男女		

▼ケガの場合は受傷者、物損の場合は所有者をご記入ください

加入者と同じ	<input type="checkbox"/>	加入者からみた続柄	<input type="checkbox"/>	配偶者	<input type="checkbox"/>	子	<input type="checkbox"/>	同居の親族	<input type="checkbox"/>	日中連絡先	( )	自宅	( )	勤務先	( )
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日	性別	男女					電話番号					

現住所 都道府県

事故状況等確認のため、お問い合わせが可能なEメールアドレスをご記入ください  
※携帯アドレス、PCアドレスいづれでも可

メール① @

メール② @

労災申請 有 無 他社賠償契約 無・不明 有

会社名 保険種類

請求項目

01	02	03	04	07	20	32	40	その他
死亡	後遺障害	入院	通院	手術	物損	レンタル賠償	キャンセル費用	その他

▼24時間表示

▼24時間表示

事故日	H R	年	月	日	( )	曜日	時	分	頃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事故地	都道府県	(施設名)	自数宅内	自数宅外							
事故状況	(何をしている時)	(何が起きて)	(どうなったのか)								

目撃者 氏名 続柄 電話番号 ( )

▼上記記入欄に記入しきれない場合、損害物の図、現場状況図等ご自由にご記入ください

当事者	フリガナ	性別	男女	年齢	才
被害者	フリガナ	性別	男女	年齢	才
職業					
住所	都道府県				
電話番号	( )				
対物	被害物	損害品	損害見込	円	
対人	傷病程度	傷病名	治療見込	週	

傷害プラン・傷害ワイドプラン用

明治安田損害保険株式会社  
傷害・火災・新種保険サービスグループ行

ご担当者:  
TEL:

団体名	茨城県庁生活協同組合	団体番号	91-90425-2-000001	商品名	LR	普通傷害	<input type="checkbox"/>	所得補償	<input type="checkbox"/>	退職者	<input type="checkbox"/>
-----	------------	------	-------------------	-----	----	------	--------------------------	------	--------------------------	-----	--------------------------

加入者	フリガナ	被保険者番号		所属		職種	
氏名		生年月日	年 月 日	性別	男女		

▼ケガの場合は受傷者、物損の場合は所有者をご記入ください

加入者と同じ	<input type="checkbox"/>	加入者からみた続柄	<input type="checkbox"/>	配偶者	<input type="checkbox"/>	子	<input type="checkbox"/>	同居の親族	<input type="checkbox"/>	日中連絡先	( )	自宅	( )	勤務先	( )
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日	性別	男女					電話番号					

現住所 都道府県

事故状況等確認のため、お電話にて確認させていただく場合がございます。長期間つながらない場合に、当社からメールでのお問い合わせを希望される際はご記入ください

メール @

労災申請 有 無 他社契約 無・不明 有

会社名 保険種類

請求項目

01	02	03	04	07	20	32	40	その他
死亡	後遺障害	入院	通院	手術	物損	レンタル賠償	キャンセル費用	その他

▼24時間表示

▼24時間表示

事故日	H R	年	月	日	( )	時	分	頃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事故地	都道府県	(施設名)	自数宅内	自数宅外						
事故内容	(何をしている時)	(何が起きて)	(どうなったのか)							

傷病名	
部位	<input type="checkbox"/> 10 頭 <input type="checkbox"/> 15 顔 <input type="checkbox"/> 20 首・頸 <input type="checkbox"/> 25 肩 <input type="checkbox"/> 30 胸・腹 <input type="checkbox"/> 35 背・腰 <input type="checkbox"/> 40 腕 <input type="checkbox"/> 45 手指 <input type="checkbox"/> 50 脚 <input type="checkbox"/> 55 足指 <input type="checkbox"/> 60 臓器 <input type="checkbox"/> 99 その他
症状	<input type="checkbox"/> A1 骨折・脱臼 <input type="checkbox"/> B1 打撲・挫傷 <input type="checkbox"/> B2 捻挫 <input type="checkbox"/> D1 切断・欠損 <input type="checkbox"/> E1 切傷・挫創 <input type="checkbox"/> F1 筋・腱・神経・靭帯・半月板・内出血 <input type="checkbox"/> G1 血腫・内出血 <input type="checkbox"/> H1 内臓破裂 <input type="checkbox"/> J1 火傷 <input type="checkbox"/> 99 その他
初診日	H R 年 月 日
治療見込み	<input type="checkbox"/> 04 通院 H R 年 月 日 ~ <input type="checkbox"/> 治療中 見込 週 / 日 <input type="checkbox"/> 03 入院 H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 見込日 休業期間 H R 年 月 日 ~ H R 年 月 日 見込日 <input type="checkbox"/> 07 手術 名称 <input type="checkbox"/> 02 後遺障害見込あり <input type="checkbox"/> 01 死亡 H R 年 月 日
実通院日数	日
固定具(ギプス等)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ギプス <input type="checkbox"/> ギプスシューネ <input type="checkbox"/> ギプスシャー <input type="checkbox"/> シーネ <input type="checkbox"/> その他
開始日	H R 年 月 日
見込期間	見込( )日間
医療機関1	医療機関2
電話番号	電話番号

物損	損害品名	購入金額	購入年月	修理状況	修理代	損害区分
		H R 円	年 月	<input type="checkbox"/> 未修理 <input type="checkbox"/> 修理済	円	<input type="checkbox"/> 1.破損(現物有) 写真有 <input type="checkbox"/>
		H R 円	年 月	<input type="checkbox"/> 未修理 <input type="checkbox"/> 修理済	円	<input type="checkbox"/> 20.盗難 <input type="checkbox"/> 1.破損(現物有) 写真有 <input type="checkbox"/>